

議案第32号

米原市近江母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例について

米原市近江母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和6年4月1日から、米原市近江母の郷コミュニティハウスの管理方法を、指定管理から市の管理に変更することに併せ、施設の運営について整理を行うため、この案を提出するものである。

## 米原市近江母の郷コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

米原市近江母の郷コミュニティハウス条例（平成 17 年米原市条例第 326 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表第 1 の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおり」を「午前 6 時 30 分から午後 5 時 30 分まで」に改める。

第 5 条から第 10 条までを削り、第 11 条を第 5 条とする。

第 12 条中「第 10 条の規定によりコミュニティハウスの利用の許可を取り消され、もしくは」を削り、同条を第 6 条とする。

第 13 条を第 7 条とする。

第 14 条第 2 項中第 3 号および第 4 号を削り、同項第 5 号中「前各号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とし、同条第 3 項中「、第 6 条、第 10 条および第 11 条」を削り、同条を第 8 条とする。

第 15 条を第 9 条とする。

第 16 条を削り、第 17 条を第 10 条とする。

別表第 1 および別表第 2 を削る。

### 付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

米原市近江母の郷コミュニティハウス条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 コミュニティハウスの開館時間は、<u>午前6時30分から午後5時30分まで</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更することができる。</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 コミュニティハウスの開館時間は、<u>別表第1の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする</u>。ただし、市長が特に必要と認めるときはこれを変更することができる。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第5条 <u>コミュニティハウスの談話室およびイベントルームを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>コミュニティハウスの管理上必要があると認めるときは、前条の利用の許可について必要な条件を付すことができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、談話室およびイベントルームの利用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのあるとき。</u></p> <p>(2) <u>コミュニティハウスの施設または設備等を汚損し、または破損するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3) <u>コミュニティハウスの管理運営上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用料)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設全体の開館時間を統一するため</li> <li>・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除</li> <li>・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除</li> </ul>

第7条 第5条の規定によりコミュニティハウスの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減額または免除）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。

（1）市（市の行政機関および市の附属機関等を含む。）

が主催または共催により使用するとき 免除

（2）前号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

（1）利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

（2）利用しようとする日の前日までに利用の許可の取消しの申出があり、還付に相当する理由があると認めるとき。

（利用許可の取消し）

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

（1）この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）利用許可の申請内容に偽りがあったとき。

（3）第6条第1項の規定に基づく利用の許可の条件に違

・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除

・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除

・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除

・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除

(入館の制限)

**第5条** 略

(原状回復の義務)

**第6条** 利用者は、コミュニティハウスの利用が終わったとき、または前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

**第7条** 略

(指定管理者による管理)

**第8条** 略

2 前項の規定により指定管理者にコミュニティハウスの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1)・(2) 略

**(3) 前2号**に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条に掲げる業務（以下「管理業務」という。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

反したとき。

(4) 第6条第2項各号の規定に該当するときに至ったとき。

(入館の制限)

**第11条** 略

(原状回復の義務)

**第12条** 利用者は、コミュニティハウスの利用が終わったとき、または第10条の規定によりコミュニティハウスの利用の許可を取り消され、もしくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

**第13条** 略

(指定管理者による管理)

**第14条** 略

2 前項の規定により指定管理者にコミュニティハウスの管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1)・(2) 略

(3) コミュニティハウスの利用許可に関すること。

(4) コミュニティハウスの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第5条、第6条、第10条および第11条に掲げる業務（以下「管理業務」という。）の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」

・条の繰上げ

・条の繰上げ  
・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除

・条の繰上げ

・条の繰上げ

・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除

・号の繰上げ

・引用条項の削除に伴う規定の整備

4 略

(指定管理者の管理の基準等)

第9条 略

(委任)

第10条 略

とする。

4 略

(指定管理者の管理の基準等)

第15条 略

(利用料金)

第16条 市長は、第14条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、コミュニティハウスの利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 第7条の規定にかかわらず、前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額に1.5を乗じて得た額を上限として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を告示する。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを減額し、または免除することができる。

(委任)

第17条 略

別表第1 (第3条関係)

区分	時間
母の郷情報案内室	午前6時30分から午後5

・条の繰上げ

・施設の利用許可の廃止に伴う規定の削除

・条の繰上げ

・施設の利用許可の廃止に伴う別表第1の削除

市民サロン 談話室	時30分まで
イベントルーム まちづくり振興室	午前8時30分から午後10 時まで

別表第2（第7条、第16条関係）

室名	使用料
談話室	200円
イベントルーム	200円

備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。

・施設の利用許可の廃止に伴う別表第2の削除